

# 東やまと まちづくりニュース

「東やまとまちづくりニュース」は、市民と行政の協働の都市づくりを目指す「東大和市都市マスタープラン」の実現に向けて、市民の皆さんに都市づくりの情報をお知らせしています。

NO. 25

## 東大和市街づくり条例の制定

- 街づくり条例を制定しました・・・P.1
- まちづくりの話題・・・P.2
- 説明会のお知らせ・・・P.2



東大和市 建設環境部 都市計画課  
042-563-2111 内線1255  
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

## 街づくり条例を制定しました

市では、東大和市都市マスタープランの方針に定めた「協働による街づくり」を推進するとともに、法の規定に基づく都市計画の  
 手続、開発事業の手続等を定めることにより、市民、開発事業者、市相互の信頼関係に基づく街づくりを実践するため、東大和市街づくり条例を制定しました。施行は本年10月1日からです。

本条例は、「協働による街づくり」「都市計画による街づくり」「協調による街づくり」を柱としています。このニュースでは紙面の都合上、その概要についてお知らせします。条文は市の公式ホームページ【トップページ ⇨ 市政・計画・統計 ⇨ 都市計画・宅地開発 ⇨ 都市計画】に掲載していますのでご覧ください。

また、街づくり条例の内容についての説明会（裏面参照）を開催しますので、ぜひご出席ください。

### I 協働による街づくり

市民等が街づくりに主体的に参加するための手続について定めています。

- ・自分たちの思い描く街を「街づくり協議会（街づくりについて一緒に考える人たちの集り）」で検討し、その結果を地区のルールとしたり、「街づくり計画の案」として市長へ提案することができます。
- ・市長は、提案された内容について市民や街づくり審査会の意見を聞いた上で、市の計画として決定するかどうかを判断します。

※1 街づくり審査会は、都市計画、建築等の専門家で構成され、市長の諮問に応じて調査・審査を行う第三者機関です。



### II 都市計画による街づくり

都市計画法に規定されている都市計画の提案制度を活用するための手続や都市計画の案の作成・決定等の手続について定めています。

- ・土地所有者や本条例で定める街づくり協議会等は、都市計画の決定又は変更について、市長へ提案することができます。
- ・市長は、提案された内容について、市民や街づくり審査会の意見を聞いた上で、都市計画の決定又は変更をする必要があると判断した場合は、提案の内容を踏まえて都市計画の案を作成します。



### III 協調による街づくり

開発事業者における近隣住民との紛争の予防及び市と事業者との協議の円滑化を図るための手続について定めています。

- ・開発事業者は、事業の内容を近隣住民にお知らせするため、事業に着手する前に開発区域内に標識を設置し、説明会の開催等により事業の周知に努めなければなりません。また、開発事業に伴う公共施設の整備等について、市と協議をしなければなりません。



# まちづくりの話題

現在市内で行われているまちづくりの事業や取り組みについて、紹介するコーナーです。

## 都営住宅に整備された新しい公園・道路

今回は、市内の二つの都営住宅に新しい公園と道路ができましたので紹介します。

東京都が進める都営住宅建替え事業の中で、地域の方たちのご意見等を伺いながら整備されました。利用にあたってのルールが守られ、地域の皆さんの憩いの場として大いに活用されることが期待されます。

### 向原中央公園

(通称) シンボルロードの北側に道路と一体的に整備されました。公園内に健康遊具が設置されています。



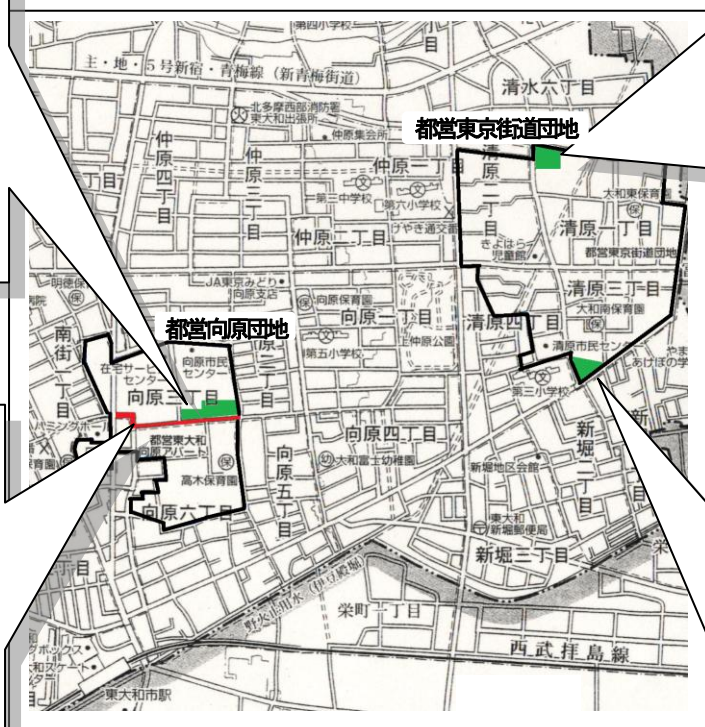
### 清原北公園

東京街道団地の北側、江戸街道に面したところに位置し、都営住宅建設当初に植えられた桜や榎の木を保存しながら整備されました。(7月下旬開園予定)



### 向原団地中央通り (通称) シンボルロード

ハミングホールから東西に、向原団地を横断しています。都営住宅建設当初の樹木の保存に努め、歩道の幅員を広くした快適な道路です。



### 清原南公園

東京街道団地の南側、第三小学校の東側にあります。中央の築山がアクセントになっています。



## 街づくり条例に関する説明会のお知らせ

- 街づくり条例の内容について、次のとおり説明会を開催します。ご都合のつく会場へお越しください。

開催日		会場	開催時間
7月	30日(金)	市役所会議棟 第1・2会議室	13:30 ~ 15:00
			19:00 ~ 20:30
8月	1日(日)	市役所会議棟 第6・7・8会議室	10:00 ~ 11:30
			19:00 ~ 20:30

- 上記説明会のほか、市民の方々(概ね10名ほどのグループ)の要望により出前説明に伺います。
- 問合せ 建設環境部 都市計画課 都市計画係 Tel.042-563-2111 (内線1254, 1255)